

## 1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

### 《基本概念》

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながら、これを放置することがないように、また、いじめが心身に及ぼす影響を考え、その他のいじめの防止等のための対策を行う。

### 《いじめ防止の基本姿勢》

- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- いじめの早期発見のために、さまざまな手段を講ずる。
- 学校と家庭が協力して防止に努め、情報交換を密にする。
- いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけではなく関係諸機関と連携して、解決にあたる。

### 《学校及び教職員の責務》

全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係諸機関との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速に対処し、更にその再発防止に努める。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) いじめをさせない、見逃さないことに組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者ならびに地域、その他の関係諸機関との連携を図りつつ、共有すべき事項は共有して共通理解を深める。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発、その他必要な措置として、道徳では、人権教育に関する資料を取り上げた授業を行う。人権週間の中で標語の募集や人権集会など様々な取り組みを実施する。

#### イ いじめの早期発見のための措置

- (ア) いじめ調査等  
いじめを早期に発見するため、児童に対する定期的な調査を次のとおり実施する。  
○教育相談用アンケート 年3回(6月, 11月, 2月)
- (イ) いじめ相談体制  
児童及び保護者がいじめに係わる相談を行うことができるように次のとおり相談体制の整備を行う。  
○スクールカウンセラーの活用  
○いじめ相談窓口の設置
- (ウ) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上  
いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

## ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるように必要な啓発活動として、情報モラル研修会などを行う。

## (2) いじめ防止等に関する組織

### ア いじめ防止等の対策のための校内組織

いじめ防止等を実効的に行うために次の機能を担う組織を「いじめ防止対策委員会」として設置する。「いじめ防止対策委員会」の構成員は以下の通りとする。

校長，教頭，教務主任，校務主任，生徒指導主任，教育相談担当，学年主任，養護教諭，必要に応じてスクールカウンセラー等を加える。

#### 【活動内容】

- ・月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ・いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査，教育相談等)
- ・いじめ防止に関すること。
- ・いじめ事案に対する対応に関すること。
- ・いじめが心身に及ぼす影響，その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること。

### イ 家庭・地域，関係諸機関と連携した組織

緊急な問題が発生した場合は、適切な処置をとるとともに「緊急いじめ防止対策委員会」を開催し、速やかな対応を行う。「緊急いじめ防止対策委員会」の構成員は以下のとおりとする。

校長，教頭，教務主任，校務主任，生徒指導主任，PTA会長，生活安全部長，知多警察署，各区長，コミュニティー会長

### ウ いじめに対する措置

- (ア) いじめに係わる相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめ関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係わる情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

## (3) いじめ防止等に関する年間計画

月	いじめ防止対策委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み	保護者・地域連携
4	学校いじめ防止基本方針の確認	S C，保護者への周知。	身体測定	PTA総会，学級懇談会で説明
5	現職研修	ペア活動		あいさつ運動 学校公開

6	「児童理解と学級づくり」 情報交換 情報交換		教育相談アンケート 教育相談	家庭訪問 (4/25,28,30) 学校公開
7	全職員による取組評価アンケート実施・検証①			個人懇談会
8	中間評価・検証			親子除草作業
9	情報交換	運動会		
10	情報交換	情報モラル指導		学校公開
11	全職員による評価アンケートの実施・検証②		教育相談アンケート 教育相談	
12	情報交換	人権週間		個人懇談会
1	全職員による自己評価			学校公開 学校評価アンケート
2	情報交換		教育相談に準じたアンケート	
3	情報交換 学校評価等を検証→基本方針の見直し	6年生を送る会 愛校作業 卒業式		

#### (4) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の処置を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、知多市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

#### (5) 学校の取り組みに対する検証・見直し

- ① いじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（Plan → Do → Check → Action）で見直し、実効性のあるものにする。
- ② いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価アンケートを基に検証し、次年度への見直しを行う。